

議案第38号

目黒区立在宅ケア多機能センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成29年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立在宅ケア多機能センターの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
目黒区立東が丘在宅 ケア多機能センター	東京都目黒区上目黒二 丁目19番15号 社会福祉法人目黒区 社会福祉事業団	平成30年3月1日から 平成31年3月31日まで

(説明) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、この案を提出します。

参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (省略)

2～5 (省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (省略)